

リストラ後の経済難

消費者トラブルを 斬る

»2



井上 晴夫
弁護士

Bさんは、結婚して子どもが生まれ、自宅を購入しました。ところが、四年前、会社をリストラされ、別の会社に再就職し収入が激減しました。再就職した会社の給料だけでは住宅ローンを含む生活費を賄いきれなくなりました。やむなくBさんは、クレジットカードのローンや消費者金融からの借り入れで急場をしのぎました。

う行き詰まってしまいまして。弁護士に相談し計算をすると、住宅ローン以外の負債総額は五百万円になりました。

Bさんの家計を考えると、住宅ローンを支払い続けながら五百万円の借金を返済するのは至難の業です。そこで考えられることは、借金を全額免除

してもう1つ自己破産か、すぐ、自己破産をしたときの減額をしてもらう個人再生です。

自己破産は、裁判所から免責決定を得れば、借

金がすべて免除されると個人再生です。

自己破産、個人再生の選択

自己破産までの流れ



◇相談窓口 島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)